

令和6年度補正 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 応募要領

※中古車及び事業用車両はCEV補助金の対象外です。

一般社団法人 次世代自動車振興センター
作成：令和7年3月31日

I - 1 . 重要なポイント

※必ず読んでください。

目次 01

<u>はじめに</u>	<u>補助金の交付申請及び受給される皆様へ</u>	P3
	<u>個人情報保護</u>	P4
	<u>事業の目的と概要</u>	P5
<u>補助対象となる登録期間と受付期間</u>		P6
<u>申請書の提出期限</u>	<u>令和6年12月17日から令和7年3月31日登録車の提出期限</u>	P7
	<u>令和7年4月1日から4月30日登録車の提出期限</u>	P8
	<u>令和7年5月1日以降登録車の提出期限</u>	P9
	<u>提出期限まとめ</u>	P10
<u>申請時の注意点</u>	<u>法人・地方公共団体が申請する場合</u>	P11
	<u>自動車販売法人が申請者又は使用者の場合</u>	P12
	<u>申請者、車両所有者及び車検証の使用者の名義について</u>	P13

I - 1 . 重要なポイント

目次 02

<u>不受理となるケース</u>		P14
<u>補助対象車両</u>	<u>補助対象車両の種類</u>	P15
	<u>補助対象の車種</u>	P16
<u>補助金を受けた車両の処分制限期間</u>		P17
<u>取得財産等の処分を制限する期間（業務実施細則 別表6）</u>		P18
<u>提出時の注意事項〈紙申請の場合〉</u>		P19
<u>書類送付先〈紙申請の場合〉</u>		P20

はじめに

補助金を交付申請及び受給される皆様へ

一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という）が交付する「グリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金（令和6年度補正事業）」（以下「本補助金」という）は、国庫補助金等の公的資金を財源としています。このため、その適正な執行が社会的に強く求められており、センターとしても本補助金に係る不正行為に対しては厳格に対処いたします。

以下の点を十分にご理解の上、申請及び受給していただきますようお願い申し上げます。

1. 本補助金の申請者がセンターに提出する書類には、如何なる理由があっても、虚偽の記載を行わないでください。
2. 偽りその他の不正な方法により本補助金を受給した疑いがある場合には、センターとして、必要に応じて調査などを行います。
3. 特に、反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金は交付しません。
4. 本補助金を受けて取得したグリーンエネルギー自動車は、一定の年数は処分（譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為を言う）できません（以下処分制限期間という）。処分制限期間内に処分しようとするときには、事前にセンターの承認を受けなくてはなりません。なお、センターは必要に応じて管理状況について調査を行います。
5. 不正な方法により本補助金を受給した疑いがあるとき、または、補助金を受けた車両を事前の承認を得ずして処分したことが判明したときは、当該補助金の全部又は一部について、加算金（年10.95%の利率）を加えて返納していただくことがあります。
6. さらに、補助金に係る不正行為に対しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（いわゆる補助金等適正化法）の第29条から第32条において、刑事罰を科す旨規定されています。

はじめに

個人情報保護

当センターは、補助金交付業務に当たり、当センターとして定めた個人情報保護方針に基づき、以下を順守いたします。（当センターの個人情報保護方針はホームページに記載しております）

1. ご提供いただきました『個人情報』は以下の目的に必要な範囲を超えて使用しません。
 - ① 補助金申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、規定された期間の補助対象物の保有又は使用義務違反に係る調査など、補助金交付に関する業務の適切な遂行
 - ② シンポジウム開催などの次世代自動車普及啓発業務の適切な遂行
2. 『個人データ』は法令に基づく場合または業務遂行上必要な範囲で業務委託先に提供する場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。
3. 『個人データ』を業務委託先に預託する場合は、秘密保持契約等によって、業務委託先に個人情報保護を義務付け、業務委託先が適切に『個人データ』を取り扱うよう管理いたします。
4. 『個人データ』は、不正なアクセス対策やウイルス対策等の情報セキュリティ対策を実施し、適切な安全対策のもとに管理し、漏えい、滅失及び改ざん等を防止いたします。
5. 『個人データ』に関し、個人情報保護法など個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

はじめに

事業の目的と概要

<事業の目的>

- ◆ 運輸部門は我が国の二酸化炭素排出量の約2割を占めております。自動車分野は運輸部門の中でも約9割を占めており、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けては、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要です。早期に電気自動車や燃料電池自動車等の需要創出や車両価格の低減を促すことを目的とします。

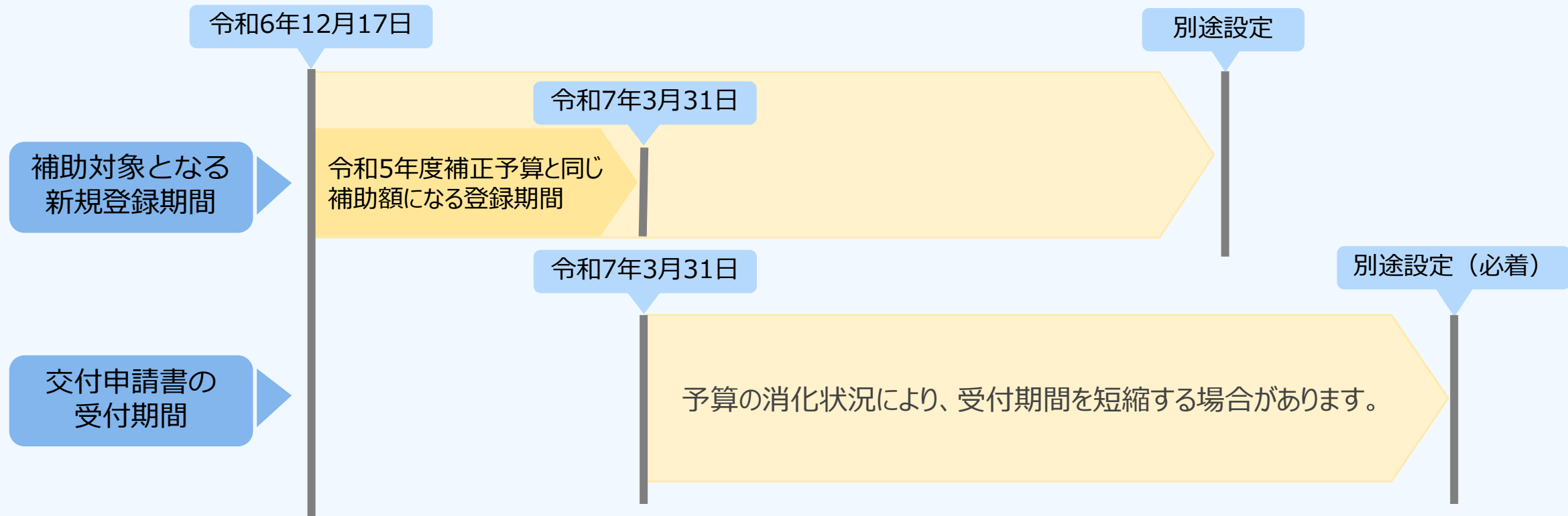
<補助の対象と概要>

- ◆ 対象車を購入する個人、法人・地方公共団体
 - 新車新規登録（新車新規検査届出）で、自家用の車両に限ります。**中古車・事業用車両は対象外です。**
 - 国が実施する他の補助金と重複して交付申請をすることはできません。但し、地方公共団体による補助金制度とは重複して申請できます。
 - **リース車両は全て使用者申請です。**



補助対象となる登録期間と受付期間

- ◆ 対象車両の登録後の申請となります。
- ◆ 補助対象となる登録期間の中で、令和5年度補正予算（令和6年4月1日以降の登録（届出））と同じ補助額となる登録期間があります。
- ◆ 予算の消化状況により、受付期間を短縮することがあります。その場合はホームページでご案内します。



登録日に応じた申請書の提出期限があります。（次ページ以降参照）

申請書の提出期限

令和6年12月17日から令和7年3月31日登録車の提出期限

- ◆ 令和6年12月17日から令和7年3月31日までの新規登録車両を申請する場合、提出期限は支払い手続きの方法を問わず、受付開始日から令和7年5月31日（消印有効）となります。

補助対象となる
新規登録期間

令和6年12月17日

令和7年3月31日

令和5年度補正予算と同じ
補助額の新規登録期間

申請書の提出期限

令和7年3月31日

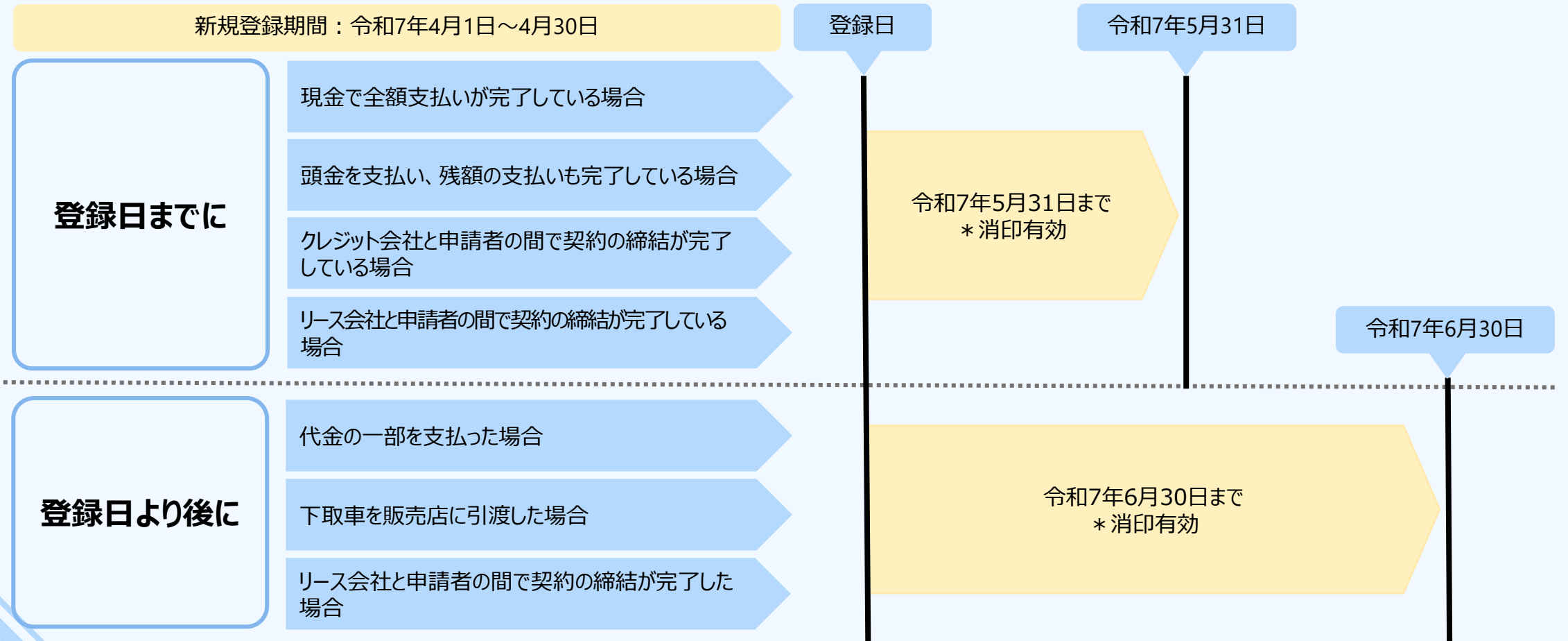
令和7年5月31日

支払い手続き方法を問わず
5月31日まで 消印有効

申請書の提出期限

令和7年4月1日から4月30日登録車の提出期限

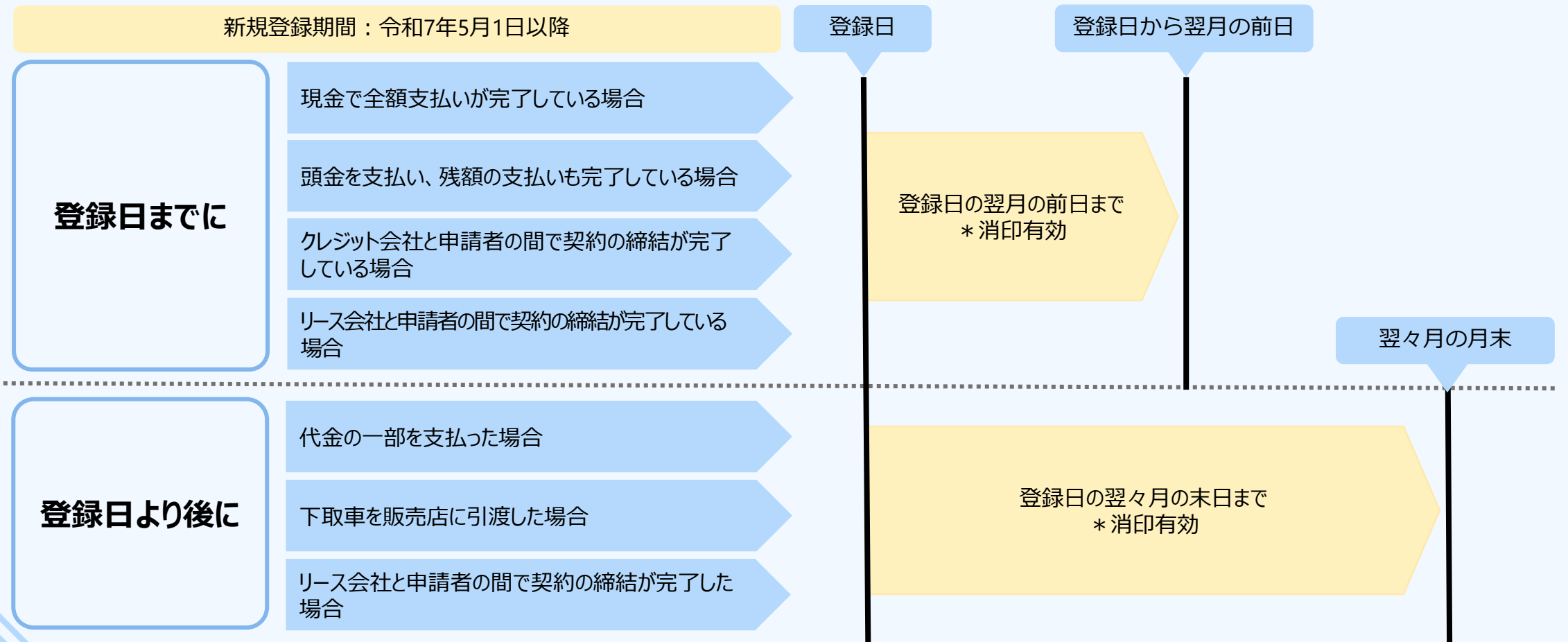
◆ 令和7年4月1日から4月30日までの新規登録車両を申請する場合、登録日までに全額支払い（又はリース契約の締結）が完了している場合は、受付開始日から令和7年5月31日まで、登録日より後に支払い（又はリース契約の締結）が完了した場合は、令和7年6月30日まで（消印有効）が提出期限となります。



申請書の提出期限

令和7年5月1日以降登録車の提出期限

◆ 提出期限は登録日までに車両の支払い（支払手続き又はリース契約の締結）が完了しているかどうかによって異なります。



申請書の提出期限

提出期限まとめ

◆前のページで説明した提出期限をまとめると、以下の通りとなります。

新規登録（届出）日	申請書提出期限（消印有効※）	
	原則 車両登録（届出）日までに支払い 手続きが完了している場合	例外 車両登録（届出）日までに支払い 手続きが完了していない場合
令和6年12月17日 ～令和7年3月31日	5月31日	
4月1日～4月30日	5月31日	6月30日
5月1日以降 (例：5月9日)	新規登録（届出）日から1ヶ月 (例：6月8日)	新規登録（届出）日の翌々月末 (例：7月31日)

※最終期限（別途設定）については、当センター必着となります。

申請時の注意点

法人・地方公共団体が申請する場合

- ◆法人・地方公共団体の申請では、以下の内容をご了承の上、申請してください。
- ◆自動車販売法人の場合、申請に制限があります。「自動車販売法人が申請者又は使用者の場合」（次ページ）も併せてご確認ください。

申請時の注意点

法人・ 地方公共団体

- 法人番号の申請書記入が必要
- 補助金の交付を受けた場合、その情報が国のgBizINFOサイトにおいて公表されます。

独立行政法人
は申請不可

自動車販売法人
は申請制限有
※次ページ確認

- 参考：当補助金に適用される税法上の扱い
当補助金は、所得税法第42条「国庫補助金等の総収入金額不算入」又は法人税法第42条「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を適用することが可能です。具体的な処理方法については、税務署、税理士等にご相談ください。

申請時の注意点

自動車販売法人が申請者又は使用者の場合

<自動車販売業者の申請車両制限>

① 自動車販売を営む全ての法人に対する制限

× 展示車、試乗車等の販売促進活動で使用される車両は申請できません。

② 自動車販売を営む法人のうち、特に以下の①②の両方に該当する法人に対する制限 (以下の①または②の一方のみ該当する自動車販売業者は、②の制限は受けません)

① 直近の会計年度の総売上に占める新車販売売上の比率が15%超である

② 直近の会計年度における新車販売台数が20台超である

× 当該法人が、補助金交付申請をしようとする車両（当該車両）と同一名称の車両について、当該車両の新規登録日を起点に、その前1年以内に販売している場合、あるいはその後1年以内に販売する予定がある場合は申請できません。

□ 注意：当制限の対象となる車両は、車検証上の所有者が自動車販売業者（法人）である車両及びリース車両で自動車販売業者（法人）が使用者である車両です。

申請時の注意点

申請者、車両所有者及び車検証の使用者の名義について

- ◆ 申請者、車両所有者及び車検証上の使用者が一致していることが申請の要件となります。
- ◆ 一致しない場合での例外は以下のケースのみとなり、他のケースでは不受理となります。
 - 所有権留保付きの購入の場合
 - 法人等による購入で使用者が法人の役員又は従業員の場合
 - リース車両の場合※
 - 身体障がい者等が使用する自動車に係る税の減免制度の適用を受けている場合

	購入形態	申請者	車両所有者	車検証上の使用者
原則	通常の購入	車両購入者	= 車両購入者	= 車両購入者
例外	所有権留保付購入	車両購入者	車両販売会社/ローン会社等	車両購入者
	法人等による購入	車両購入者	= 車両購入者	役員又は従業員
	リース車両※	車両借受人	リース会社	車両借受人
	減免申請車両	例：障がい者の家族	例：障がい者の家族	例：身体障がい者

※リース車両は全て使用者申請です。

不受理となるケース

- ◆ 対象車種以外の申請
- ◆ 中古車の申請
- ◆ 事業用車両の申請
- ◆ 手形による購入の場合
- ◆ 再三の不備書類の問合せにもご回答をいただけない、追加書類をご提出いただけない場合
- ◆ 過去に交付された車両が財産処分されており、返納がされていない場合
- ◆ 申請者が反社会的勢力及びそれに準ずる者の場合
申請者は、補助金の交付申請前に「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。申請者が「暴力団排除に関する誓約」に違反した場合は、交付決定を取り消します。

補助対象車両

補助対象車両の種類

登録（届出）日により、対象となる車両の補助額が異なる場合がありますので、ご注意ください。

対象車両の種類	令和6年12月17日～ 令和7年3月31日登録（届出）	令和7年4月1日以降 の登録（届出）
電気自動車（EV）	令和5年度補正予算（令和6年4月1日 以降の登録（届出））と同じ補助額と なります	一部車種で令和5年度補正予算（令和 6年4月1日以降の登録（届出））と補 助額が変わります
プラグインハイブリッド自動車（PHEV）		
燃料電池車（FCV）		
超小型モビリティ		
ミニカー		
側車付二輪自動車・原動機付自転車		

補助対象車両

補助対象の車種

補助対象車種

- ◆ 補助対象となる車種はセンターが承認した車種のみで、随時更新されます。
- ◆ 最新情報はセンターのホームページで確認してください。

令和6年12月17日～令和7年3月
31日登録分 補助対象車両

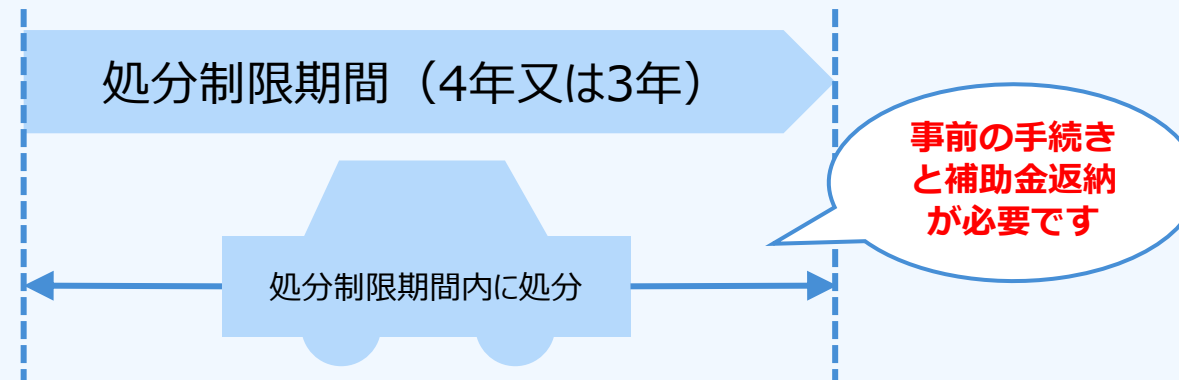
令和7年4月1日以降登録分
補助対象車両

上記の補助対象車種であっても、次の場合は補助対象にはなりません。

- 既に補助金の交付を受けた車両（補助金の交付は車両ごとに1回限り）
- 国が実施する他の補助金と重複して補助金交付申請された車両
※地方公共団体による補助金制度とは重複して申請できます。
- 自動車検査証の自家用・事業用別の欄が「事業用」の車両（補助金交付は「自家用」に限ります。）
- 地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車
- 日本では新規登録となる中古の輸入車
- メーカーの新車保証がついていない車両

補助金を受けた車両の処分制限期間

- ◆ 補助金を受けた車両（「取得財産等」という）は、原則として、定められた期間（新規登録（届出）日から4年又は3年「処分制限期間」）は保有が義務付けられます。
- ◆ やむを得ず、処分制限期間内に取得財産等の処分をする場合は、事前の手続きと補助金の返納が必要となります。
- ◆ 補助金の返納が済むまで、新たな補助金の交付は行われません。速やかな返納にご協力願います。
- ◆ センターでは補助金を交付した車両の保有状況を定期的に調査しています。センターの承認を得ずに処分制限期間内に取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納を求めることがあります。



取得財産等の処分を制限する期間（業務実施細則 別表6）

自家用車両※1		
種類	区分	処分制限期間
乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車、積載量2トン超のもの	4年
貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車、積載量2トン以下のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
車いす移動車	道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）	4年
側車付二輪自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が側車付二輪自動車のもの	3年
ミニカー	道路運送車両法施行規則により定める「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則により定めるもの	3年
原付2輪	道路運送車両法上の自動車の種別が原動機付自転車の2輪のもの	3年

貸自動車業用車両※2		
種類	区分	処分制限期間
乗用車	総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
	総排気量2ℓ以下のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車、積載量2トン超のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車、積載量2トン以下のもの	3年
車いす移動車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）	3年
側車付二輪自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が側車付二輪自動車のもの	3年
ミニカー	道路運送車両法施行規則により定める「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則により定めるもの	3年
原付2輪	道路運送車両法上の自動車の種別が原動機付自転車の2輪のもの	3年

- ※1 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両
- ※2 貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両。リース用車両ではない
- ※3 超小型モビリティは軽自動車の処分制限期間を適用する

提出時の注意事項〈紙申請の場合〉

- ◆ センターが様式を指定する書類は、センターホームページからダウンロードしてお使いください。
必ず**最新の様式**で作成の上、提出してください。
- ◆ 提出する書類は、**すべて片面A4サイズ**でお願いします。センターが指定する様式以外の添付書類は
全て写しでけっこうです。
- ◆ 提出書類は**修正テープ、修正液の使用や二重線による訂正はできません**。
- ◆ **ホッチキス止めは禁止**です。当方の機械の破損や審査を遅らせる要因に繋がります。必要な場
合はクリップ止めしてください。
- ◆ 必要書類は**チェックリストの順番に揃えて送付**してください。

書類送付先〈紙申請の場合〉

- ◆ 申請書類は、以下の宛先に郵便か信書便で送付してください。持ち込みによる受付は行いません。レターパック等、到着確認ができる方法での送付をお勧めします。
- ◆ 提出された書類は返送いたしませんので、ご了承ください。
- ◆ 到着したかどうかはセンターホームページの「審査状況確認」ページで確認することができます。

【書類送付先】

〒103-0027 東京都中央区日本橋1丁目16番3号 日本橋木村ビル9階
一般社団法人 次世代自動車振興センター CEV補助金（車両）受付 係